

埼玉県スポーツボランティア制度設置要項

1 趣 旨

県民の生涯にわたるスポーツ活動の推進を図るためのサポート役として、埼玉県は埼玉県スポーツボランティア制度を設け、スポーツボランティアを登録し、市町村及びスポーツ大会主催者等からの依頼を受け、スポーツボランティアの活動を積極的に支援する。

2 設 置

埼玉県スポーツボランティア制度の事務局（以下「事務局」という。）は、埼玉県県民生活部スポーツ振興課に設置する。

3 事 業

埼玉県スポーツボランティア制度は、次の事業を行う。

- (1) スポーツボランティアの登録に関すること。
- (2) スポーツボランティアの情報提供に関すること。
- (3) その他スポーツボランティア制度の趣旨達成に必要な事項に関すること。

4 運 営

この要項に定めるもののほか、埼玉県スポーツボランティア制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。